

令和8年度中野区国民健康保険料率算定の考え方について

1 国民健康保険料率の算定について

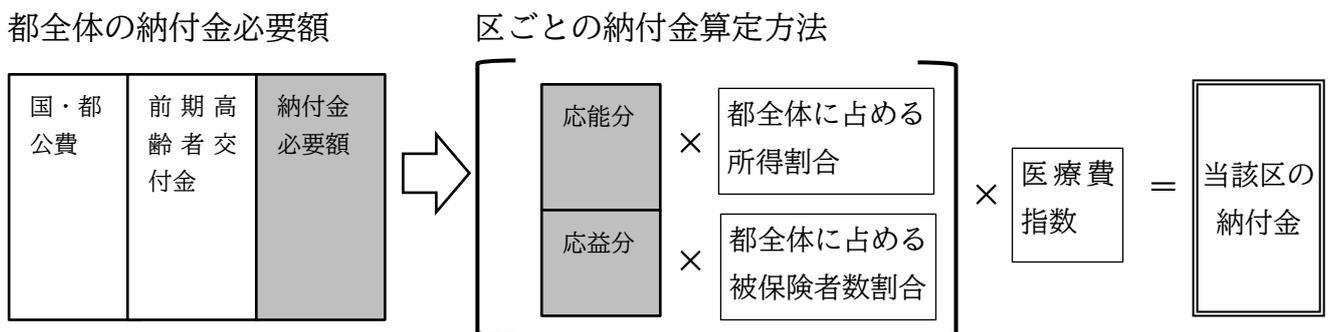
国民健康保険料率は、平成30年度の制度改革（広域化）により、東京都（以下、「都」という。）が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区市町村は都が算定した納付金を納付するとともに、特別区では、標準保険料率を参考に特別区国民健康保険基準保険料率を決定する仕組みに変わった。

このたび、特別区国民健康保険基準保険料率が示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

【国民健康保険事業費納付金の算定方法（按分の方法）】

区市町村の納付金算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》



2 子ども子育て支援納付金賦課分（子ども・子育て分）の追加について

国民健康保険料には、基礎賦課分（医療分）、後期高齢者支援金等賦課分（支援分）、介護納付金賦課分（介護分）があり、それぞれに均等割額と所得割額で算定されているが、令和8年度子ども子育て支援制度創設に伴い、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課分（子ども・子育て分）」を追加して算定する。

3 国民健康保険事業費納付金について

(1) 納付金額の比較（中野区）

(単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	子ども・子育て分	合計
令和7年度	8,462,421,716	3,072,145,439	1,033,522,430	—	12,568,089,585
令和8年度	8,185,419,826	3,119,465,827	1,067,454,967	295,625,411	12,667,966,031
前年度比	△277,001,890 (96.73%)	47,320,388 (101.54%)	33,932,537 (103.28%)	295,625,411 (—)	99,876,446 (100.79%)

## (2) 都が納付金算定に用いる被保険者数の比較

	一般被保険者数	うち2号被保険者数 (40歳～64歳)
令和7年度	72,177人	24,579人
令和8年度	71,419人	24,013人
前年度比	△758人 (98.95%)	△566人 (97.70%)

### 4 特別区の令和8年度基準保険料率算定の考え方

特別区の基準保険料率算定においては、平成30年度の広域化から令和5年度までの6年間で、医療分（基礎分）・支援金分・介護分の全てにおいて、納付金の全額ではなく94%を賦課総額とするところからスタートし、毎年度原則1%ずつ引き上げる「独自の激変緩和措置」を実施してきた。この措置について、コロナ感染拡大を理由に2年間延長することとした。

令和7年度においては、コロナ感染による影響が無くなったため、賦課総額を1ポイント引き上げ99%とし保険料を算定しており、令和8年度においても、1ポイント引き上げ、賦課総額を100%として算定している。

### 5 中野区の令和8年度保険料率算定の考え方

中野区においても、保険料が急激に増加しないように激変緩和措置を講じながら、段階的に決算補填等目的の法定外繰入金削減に向けた取組を進めている。また、特別区の基準保険料率と比較し、保険料の所得割率を高くすることで、低所得者の保険料負担に配慮している。

令和8年度保険料については、上記特別区の基準保険料率算定の考え方を踏まえ、以下のとおりとする。

#### (1) 激変緩和措置①

令和8年度の保険料算定に当たっては、特別区が医療分（基礎分）・支援金分・介護分・子ども・子育て分の全てにおいて、納付金の100%を賦課総額とするところ、中野区では、保険料の急激な変動を招かないよう、支援金分・介護分において、98%を賦課総額とし算定する。

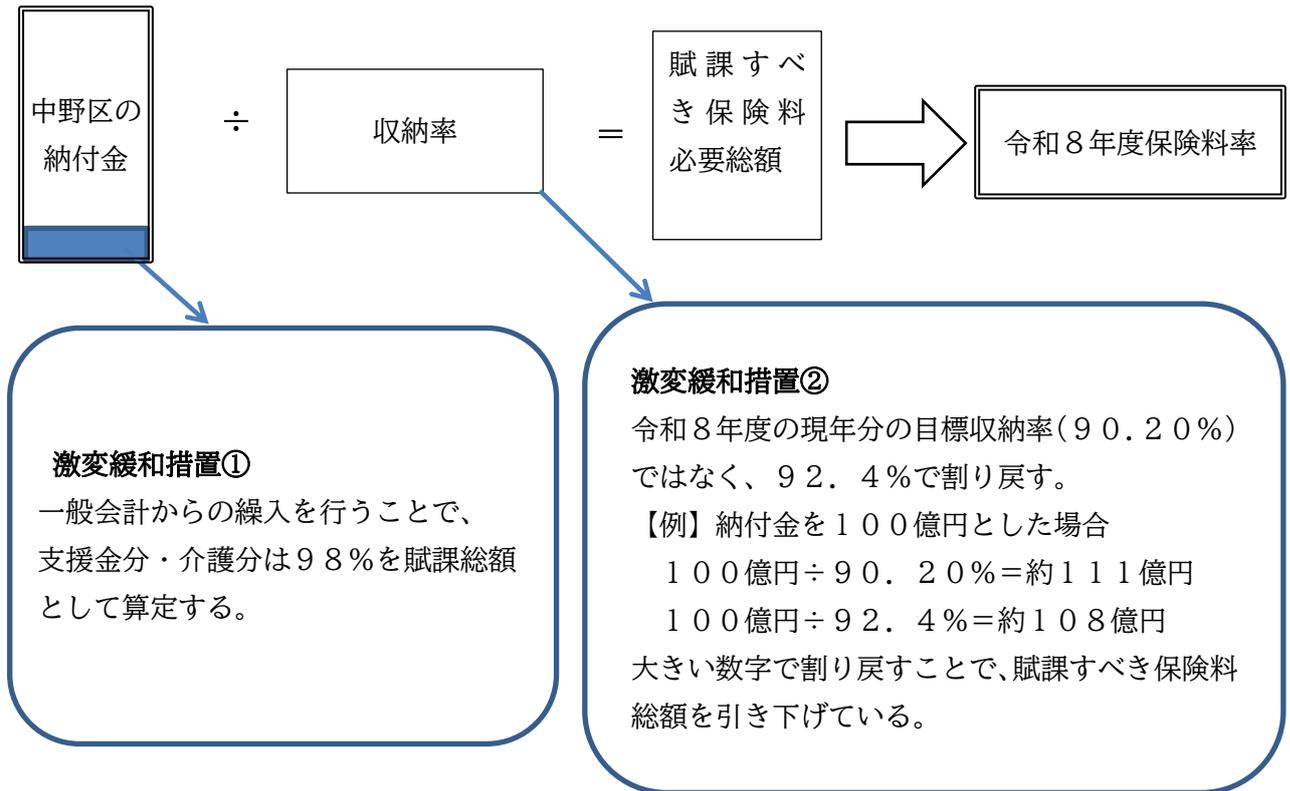
#### (2) 激変緩和措置②

都が提示する標準保険料率の考え方では、保険料には未納が一定程度発生してしまうことを考慮し、未納分を保険料に上乘せして算定するため、収納率による割り戻しを行う。中野区でも、この考え方に沿って、収納率による割り戻しを行うこととしているが、その際、現実的な収納率よりも高い92.4%で割り戻すことにより、保険料の急激な上昇を抑える。

#### (3) 子ども・子育て支援納付金分

子ども・子育て支援納付金賦課分については、特別区全体において、新たな法定外繰入金を発生させないことなどから、独自の緩和措置は行わないこととする。なお、18歳未満の被保険者は、子ども・子育て支援納付金賦課分の均等割は軽減され、軽減分を18歳以上の被保険者で負担する（18歳以上は1人あたり73円追加負担）。

【保険料算定の考え方のイメージ】



6 令和8年度 一人当たり保険料 特別区統一保険料比較 (単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	子ども・子育て分	合計
① 特別区	113,337	42,110	42,609	4,227	202,283
②中野区案	112,023	41,378	42,492	4,227	200,120
差(②-①)	△1,314	△732	△117	0	△2,163

7 中野区の一人当たり保険料の比較 (単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	子ども・子育て分	合計
令和7年度	111,035	39,876	39,313	—	190,224
令和8年度案	112,023	41,378	42,492	4,227	200,120
前年度比	988 (100.89%)	1,502 (103.77%)	3,179 (108.09%)	4,227 (—)	9,896 (105.20%)

8 モデル世帯別の保険料の前年度比較（中野区）（単位：円）

（1）年金収入（65歳以上）1人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋子ども・子育て分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
(A)令和7年度	18,540	100,153	220,413	309,430	400,066	491,781	583,496
(B)令和8年度案	19,890	105,868	231,528	324,257	418,673	514,231	609,753
差((B)-(A))	1,350	5,715	11,115	14,827	18,607	22,450	26,257

（2）年金収入（65歳以上）2人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋子ども・子育て分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
(A)令和7年度	37,080	112,513	282,213	371,230	461,866	553,581	645,296
(B)令和8年度案	39,780	119,128	297,828	390,557	484,973	580,513	676,053
差((B)-(A))	2,700	6,615	15,615	19,327	23,107	26,932	30,757

（3）給与所得者（40歳）1人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分＋子ども・子育て分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
(A)令和7年度	42,198	194,811	285,741	381,867	485,787	589,707	698,823
(B)令和8年度案	25,200	206,553	302,943	404,841	515,001	625,161	740,829
差((B)-(A))	△16,998	11,742	17,202	22,974	29,214	35,454	42,006

（4）給与所得者 4人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分＋子ども・子育て分）  
世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子2人（5歳・1歳・収入なし）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
(A)令和7年度	112,698	225,711	382,701	522,867	626,787	730,707	839,823
(B)令和8年度案	69,750	238,803	404,943	553,341	663,501	773,661	889,329
差((B)-(A))	△42,948	13,092	22,242	30,474	36,714	42,954	49,506

（5）給与所得者 4人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分＋子ども・子育て分）  
世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子2人（12歳・10歳・収入なし）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
(A)令和7年度	143,598	256,611	432,141	584,667	688,587	792,507	901,623
(B)令和8年度案	89,100	271,053	456,543	617,841	728,001	838,161	953,829
差((B)-(A))	△54,498	14,442	24,402	33,174	39,414	45,654	52,206

※介護分保険料は40～64歳の被保険者に賦課される。

※子ども・子育て分保険料の18歳以上追加負担分は除く。